

**長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に  
参加する者に必要な資格**

(平成13年3月22日長野県告示第139号)

一部改正 平成15年8月14日  
一部改正 平成18年7月24日  
一部改正 平成19年6月18日  
最終改正 平成20年12月18日

(森林整備業務)

第1 森林整備業務とは、地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び素材の生産(立木の販売を除く。)をいう。

(入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林組合
- (2) 前号に掲げる者のほか、請負又は委託により森林整備業務を行う者(県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。)
- (3) 前2号に掲げる者のほか、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者(県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。)

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査(以下「定期審査」という。)は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、知事が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者の資格)

第4 入札参加資格は、次の各号に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 技術職員
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (6) その他知事が必要と認める事項

(入札参加資格審査申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、森林整備業務入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し(法人に限る。)

- (2) 入札参加資格の申請の日前3月以内に作成された県税の未納の額がないことについての証明書
- (3) 個人にあつては、個人の市町村・県民税（住民税）の未納の額がないことについての証明書
- (4) 法人にあつては、商業登記簿謄本、個人にあつては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書
- (5) 社内規則又は委任状（主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (6) 事務所又は営業所一覧表
- (7) 技術者名簿
- (8) 第2第1号及び第2号に該当する者にあつては、森林整備業務入札参加資格申請電算入力票

2 前項の申請書の提出期間は、別に定める。

（入札参加資格の通知）

第6 知事は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

（入札参加資格の承継）

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合若しくは包括承継が行われた場合は、知事の承認を得て入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく、森林整備業務入札参加資格承継承認申請書に営業の一切を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 社内規則又は委任状（主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所においても競争入札に参加する場合に限る。）
- (2) 第2第1号及び第2号に該当する者にあつては、森林整備業務入札参加資格申請電算入力票

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

（変更届等）

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (4) 廃業並びに営業を停止及び休止したときは、その役員

2 有資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、森林整備業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事務所又は営業所の所在地

(2) 名称又は商号

(3) 代表者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人(書類の提出等)

第10 この告示により知事に提出する書類は、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所とする。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所とする。)の長を経由しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、2部とする。

(申請書類の様式)

第11 この告示に規定する森林整備業務入札参加資格審査申請書等の様式は、別に定める。